

「子育て世代の父親等に関する政党アンケート」への回答

公明党

**産後の父親への支援について**

**1-1) 現在の産後の父親への支援については十分だとお考えですか？**

④大きな課題だと考えている。

**1-2) 産後の父親への支援の法的根拠をどこに求めますか。**

2019年11月に議員立法によって母子保健法を改正し、産後ケア事業の実施を市区町村の努力義務としました。産後ケア事業の基本的な対象は母子ですが、国立成育医療研究センターの調査によれば、父親が産後1年間に「メンタルヘルスの不調のリスクあり」と判定される割合は11.0%で、母親の場合（10.8%）とほぼ同程度となっており、自治体によっては産後ケア事業において父親への支援も行っていると認識しています。

**1-3) 産後の母子だけでなく父親を含めた家族を支援できるような法的な整備及び体制づくりをどのようにお考えですか。**

公明党は、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会、十分な教育を受けられる社会の構築に向けて、新たに「子育て応援トータルプラン」を策定し、子育て・教育を国家戦略に据えて支援を充実していきたいと考えています。例えば、出産費用が年々増加傾向にあるため、出産育児一時金（現在42万円）を増額します。十分に支援が行き届いていない0～2歳児のいるご家庭には、産後うつ等を防ぐために「産後ケア」を全国展開するとともに、家事・育児支援を拡充します。0～2歳児の保育料や、私立高校授業料、大学など高等教育の無償化についても、段階的に対象拡大をめざします。

また、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子どもと家庭を総合的に支えていくための司令塔機能を担う新しい行政組織として「子ども家庭庁」（仮称）を創設するとともに、子どもの権利を保障するための法律として「子ども基本法」（仮称）を制定し、子ども政策に関して独立した立場で調査、意見、監視、勧告等を行う機関として「子どもコミッショナー」（仮称）を設置します。あわせて、地方自治体において、子どもに関連する人や子ども自身からの苦情申し立てに対応し、必要な救済を行うオンブズマン制度を推進します。

**1-4) 上記の政策を衆院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？**

①確約する

## **両親学級の展開について**

### **2-1) 現在、自治体や病院で行われている両親学級で、十分だと思いますか？**

④大きな課題だと考えている。

### **2-2) 自治体の行っている両親学級では、子を迎える男性に必要な情報や経験が行きわたらない現状について、課題と対応策をどのようにお考えですか。**

自治体の行っている両親学級等については、より参加しやすくするとともに、内容を充実させていくことが重要だと考えます。

政府が昨年5月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」の「施策の具体的内容」では、「妊婦と父親になる男性が共に妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り組めるよう、両親学級や育児参加促進に関する講習会の実施状況についての好事例の収集・横展開などを通じ、両親共に参加しやすい日時設定、子供の誕生や産後の子育てをイメージできるプログラム構成などに配慮しつつ、地方公共団体における両親学級などの開催を促進する」としています。

また、本年の通常国会で育児・介護休業法を改正した際、衆参厚生労働委員会において、「自治体が実施する両親学級、父親学級等については、より男性が参加しやすく、産後の育児・家事について学ぶものとなるよう、必要な支援を行うこと」を盛り込んだ附帯決議を行っています。

また、公明党青年委員会は本年、青年層を中心とした全国規模の政策アンケート「ボイスアクション2021」を実施。そこで寄せられた70万8,540件の声を踏まえ、6月23日に政策提言を総理大臣へ申し入れました。同提言では、男性の育休が「とるだけ育休」にならないように、自治体における両親学級等の開催を促進することを訴えています。

### **2-3) 「企業版両親学級」を中小企業も含めて全国で展開していく促進施策をどのようにお考えですか。**

ご提案の「企業版両親学級」も含め、両親学級や育児参加促進に関する講習会の実施状況について好事例を収集し、横展開を図ることが重要だと考えます。

また、企業においては、本年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法の円滑な施行に向けて、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー等を実施すべきと考えます。

### **2-4) 上記の政策を衆院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？**

②確約する方向で検討する

## 男性の育児休業について

### 3-1) 2022 年施行の改正法も含め、現在の男性育休推進施策で十分だとお考えですか？

④大きな課題だと考えている

### 3-2) これまで男性の育児休業取得を促すような法改正をしてきたにもかかわらず、取得率/取得日数がなかなか向上しない理由は何だと考えますか。

男性の育児休業取得率は令和元年度で 7.48%と、近年上昇しているものの未だ低い水準にとどまっており、取得期間も男性の場合は約 8 割が 1 か月未満となっています。一方で、育児休業制度の利用を希望したが利用しなかった男性労働者の割合は約 4 割に上ります。

男性が育児休業を取得しない理由としては、業務の都合や職場の雰囲気といったものが挙げられており、ある程度業務と調整しやすい柔軟で利用しやすい制度や、育児休業の申し出をしやすい職場環境の整備が必要です。また、育児休業等に関し、個別の働きかけ等の取り組みがある場合には、そうでない場合に比べて取得した割合が高くなる一方で、男性の 6 割以上は企業からの働きかけがなかったとの調査結果があります。さらに、実際に育児休業を取得した男性の多くは出産直後の時期に取得しており、出産後の妻が心身の回復が必要な時期にそばにいたい、育児に最初から関わりたいといったことから、この時期の取得ニーズが高いと考えられます。

そこで、本年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法では、子どもの出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを創設するとともに、育休を取得しやすい雇用環境の整備や、妊娠・出産を申し出た労働者に対する個別の制度周知・育休取得の意向確認を、事業主に義務付けました。

### 3-3) さらに男性の育休取得および取得後の支援を進めていくために、国や自治体、企業などの事業主に対して、どのような政策が必要だと考えますか。

具体的な数値や時期についてもご開示ください。

政府が昨年 5 月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」の数値目標では、男性の育児休業取得率について、2025 年に 30%との目標を掲げています。

公明党青年委員会は本年、青年層を中心とした全国規模の政策アンケート「ボイスアクション 2021」を実施。そこで寄せられた 70 万 8,540 件の声を踏まえ、6 月 23 日に政策提言を総理大臣へ申し入れました。同提言では、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、育児・介護休業法の改正について丁寧に周知することや、中小企業等に対する支援を推進すること、男性の育休が「とるだけ育休」にならないように自治体における両親学級等の開催を促進すること、育児休業給付金を休業前手取り賃金の実質 100%まで保障する制度にすることを訴えています。

### 3-4) 上記の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？

②確約する方向で検討する

## 子育てとポストコロナの働き方の変化について

### 4-1) ポストコロナ時代の働き方の変化について、国としての支援は十分だと考えますか？

④大きな課題だと考えている

### 4-2) 国会議員のデジタル化が進まない現状についてどのように考えておられますか。具体的な今後の施策や行動計画についても記載ください。

衆議院の議院運営委員会理事会は昨年11月24日、委員会審議の際に、質疑者や答弁者らが各自で持ち込んだタブレット端末の使用を試行的に認めることで合意しました。タブレットの使用について衆議院では個別に認められることはありましたが、全ての委員会で許可されるのは初めてです。これは、昨年10月の同理事会で公明党の佐藤英道理事が提案していたものであり、国会のデジタル化が一步進むことになりました。

国会のデジタル化は、委員会審議のほかでも進められています。内閣官房IT総合戦略室は昨年11月25日、情報の機密性に留意した上で、国会議員からの要望があれば、各省庁の職員が国会議員へ政策などを説明する「議員レク」にウェブ会議ツール「Zoom」を使用できるとする通知を全省庁に出しました。これまでは対面を基本としており、職員が議員会館などに足を運ぶ必要がありました。この通知は、職員の移動の負担軽減だけでなく、コロナ禍の教訓を踏まえた取り組みとしても重要です。

また、国会において、一定の要件の下、オンライン参加を認めることは、憲法56条1項（議事の定足数）、57条1項（会議の公開）の趣旨に反するとはいえず、各議院の自律権（同58条2項）の範囲内と考えられることから、オンラインによる国会審議、採決に参加できる制度の創設を検討すべきと考えます。

一方で、デジタル技術の急速な進展は、民主主義にも大きな影響を与えています。例えば、選挙や国民投票において、ネット上での一方的な情報操作により、民主主義の過程がゆがめられるおそれも指摘されています。選挙や国民投票の際、国民の自由な意思形成過程が保障され、有権者が多様な情報にアクセスできるよう、国や事業者の役割等を検討すべきと考えます。

### 4-3) テレワークについて、コロナ禍における働き方に対応するための一時的な推進に留まらず、ポストコロナ時代の働き方を全国的に推進するため、どのような政策が必要だと考えますか。

テレワークを一層推進するため、在宅勤務でかかる通信費についても通勤手当と同様に定額の非課税枠を設けるなど、各企業が「通信手当」を導入しやすい環境をつくるとともに、テレワーク導入支援の拡充や、サテライトオフィスの整備、テレワークデーの普及促進等の取り組みが必要と考えます。

また、コロナ禍を契機とした新たな働き方に対応するため、コワーキング施設やオープンスペース等の整備、建物や空き家・空き室等をリノベーションしてテレワーク拠点等に整備するなど、まちづくりと連携した取り組みも推進していく必要があります。

### 4-4) 上記の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？

①確約する

## **配偶者に関する扶養制度について**

### **5-1) 現状の社会保障制度や国の施策、法制度は適切なものと考えますか？**

③多少不適切

### **5-2) 5-1 で不適切とお考えの場合、具体的な問題、課題をどのように認識していますか。**

不適切ではありませんが、課題は山積しています。2019年10月からは、消費税率引き上げによる増収分を活用し、かねてより公明党が訴えてきた幼児教育・保育の無償化がスタートするなど、全世代型社会保障の構築に向けた確かな一歩が踏み出されました。

一方、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、2022年からは団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障の構築が喫緊の課題となっており、さらに取り組みを進めていく必要があります。

### **5-3) 5-2 で具体的な問題、課題の認識を示されている場合、どのような改革案を考えますか。**

誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障の実現に向け、健康寿命の延伸や重症化予防の推進、安心で質の高い医療提供体制の構築とともに、認知症の人の増加にも対応した介護サービスの充実等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境を整備します。

また、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するとともに、高齢者の就業率の上昇や高齢期の長期化を踏まえ、人生100年時代を見据えた年金制度改革を着実に進めます。

さらに、公明党は新たに「子育て応援トータルプラン」を策定し、子育て・教育を国家戦略の柱に据えて支援を充実していきます。

### **5-4) 社会保障制度について、特に被扶養者における受益と負担の関係性について、党の政策をより具体的に(数値や時期などの定量的な要素を含め)お示しください。**

パート・アルバイトで働く方が将来受け取る年金を手厚くするため、昨年の通常国会において法改正を行い、厚生年金の適用範囲を拡大することとしました。現行501人以上となっている企業規模要件を、22年10月から101人以上に、24年10月から51人以上に引き下げます。

厚生年金保険に加入すると、将来基礎年金に上乗せする形で報酬比例の年金(厚生年金)を終身で受け取ることができ、障がいがある状態になった場合には、障害基礎年金に加えて障害厚生年金を受け取ることができます。また、万一お亡くなりになった場合、ご遺族の方は遺族厚生年金を受け取ることができます。さらに、医療保険(健康保険)の給付も充実し、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に賃金の3分の2程度の給付(傷病手当金、出産手当金)を受け取ることができます。厚生年金の適用拡大は基礎年金の給付水準が向上する効果もあり、将来の年金受給者全体にもメリットがあります。

円滑な施行に向けて、適用対象となる労働者にメリット等について丁寧に周知するとともに、中小企業等の支援に取り組んでいきます。

### **5-5) 上記の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？**

①確約する

## 子どもの遊ぶ権利(特に遊び場)を守るための取り組みについて

### 6-1) 現行の都市整備計画を含め、現状の行政や施策、法制度でも子どもの遊び場を守ることに十分だとお考えですか？

④大きな課題だと考えている

### 6-2) 具体的な問題や課題、その原因は何でしょうか。

子どもの権利条約の第31条には、「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」と定められています。

これに関し、子どもの権利委員会による「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」では、「休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的な生活および芸術に対する子どもの権利についての一般的意見17号(2013年)を参照しつつ、委員会は、締約国が、十分かつ持続可能な資源をともなった遊び・余暇政策の採択および実施を図り、かつ余暇および自由な遊びのために十分な時間を配分する等の手段により、休息および余暇に対する子どもの権利ならびに子どもの年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション活動に従事する子どもの権利を保障するための努力を強化するよう、勧告する」とされています。

こうした中、政府が昨年5月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」の「施策の具体的内容」には、「子供の遊び場の確保(公園、水辺、森林)等を推進する」ことが明記されています。

子どもが身近な自然に安心してふれることができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要です。子どもの遊び場としての役割が求められる都市公園について、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進します。

### 6-3) 子どもの権利を守る(特に遊ぶ権利)政策をより具体的に数値や時期などの「定量」を含めてご開示ください。

子どもの権利を保障するための法律として「子ども基本法」(仮称)を制定し、子ども政策に関して独立した立場で調査、意見、監視、勧告等を行う機関として「子どもコミッショナー」(仮称)を設置します。あわせて、地方自治体において、子どもに関連する人や子ども自身からの苦情申し立てに対応し、必要な救済を行うオンブズマン制度を推進します。

本年10月12日の衆議院本会議において、公明党の石井啓一幹事長が「子ども基本法」の制定等を訴えたところ、岸田総理大臣より、子ども政策について、年末までに基本方針を決定し、可能であれば来年の通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める、という趣旨の答弁を得ました。

### 6-4) 上記の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？

①確約する

以上